インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する 旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(令和元年川崎市条例第35号) 第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡 散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次の とおり公表する。

令和5年3月7日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識
- (1) インターネット上の電子掲示板「5 ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「○○地区の●●は叩き出すべき(○○は川崎市内の町名、●●は特定の民族に対する侮蔑的表現)」という趣旨の記載をした表現を含む投稿をした行為、インターネット上の電子掲示板「2 ちゃんねる」に当該投稿を転載した行為及びインターネット上の特定のウェブサイト(ブログサービスを利用して2 ちゃんねるの投稿をまとめたサイト)に、2 ちゃんねるに転載された当該投稿を更に転載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- (2) インターネット上の短文投稿サイト「Twitter」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
 - ア 「早く祖国へ帰れ」という趣旨の表現
 - イ 「いつまでも日本に寄生するのは困る。なぜ出て行かないのだろう」とい う趣旨の表現
 - ウ 「国に帰れ!日本から出て行け!」という趣旨の表現
- エ 「強制送還して」という趣旨の表現
- (3) インターネット上のアーカイブサイト「Web無拓」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「早く日本から出ていけ」という趣旨の表現を含む別のサイトへの投稿を、保存してインターネット上に表示される状態に置いた行為は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- 2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要 上記1(1)から(3)までに記載のとおり
- 3 拡散を防止するために講じた措置
- (1)上記1(1)の表現を含む投稿及び転載について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社、「2ちゃんねる」を運営するパケットモンスター社及びブログサービス(ライブドアブログ)を運営するライブドア株式会社に削除を要請した。
- (2) 上記1 (2) の表現を含む投稿について、「Twitter」を運営する Twitter 社に削除を要請した。
- (3) 上記1 (3) の表現を含む別のサイトへの投稿を、保存してインターネット上に表示される状態に置いた行為について、「Web魚拓」を運営する株式会社アフィリティに削除を要請した。
- 4 拡散を防止する措置を講じた年月日 令和5年3月6日

5 その他

- (1)上記1(1)から(3)までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。